

ピョートル改革期の村と農民嘆願書

土 肥 恒 之

筆者は、最近ピョートル一世による行財政的諸改革の重要な一環をなす人頭税の導入について、その基礎過程の概観を試みた。⁽¹⁾即ち拙稿では、この税制改革が農村に及ぼした影響に注意を払いつつも、あくまで政府の政策的意図そしてその実施の経緯をクロノロジカルに辿ることに主眼が置かれた。したがって前者についての個別具体的な検討は、ひとまず棚上げされたのである。だがピョートル改革期について、現在我々が利用できる農村史料は、きわめて限られており、人頭税の導入に関連する諸史料も、ほとんど公けにされていない。⁽²⁾したがって小稿も、もとより新たな素材に基づくものでも、新たな側

面を明らかにしようとするものでもない。既に周知の、だが余り利用されているとは思われない一村落に関する諸文書の紹介を通して、人頭税の導入前夜における村落の特質を把握するための一助とすること、これが小稿の狙いである。

以下で紹介するのは、モスクワ国家以来の名門貴族の家柄であり、ピョートル政府の重鎮でもあったボリス・ペトローヴィッチ・シエレメーチェフ(一六五二—一七一九)の一所領、ロストフ郡ヴォシチャジニコヴォ村の諸文書である。⁽³⁾ツァーリの御料地であったこの村は、一七〇六年にシエレメーチェフに下賜されたが、史料集の「まえがき」に紹介されている恵与状(Жалованная грамота)には、その理由が次のように述べられている。

即ち、シユレメーチェフの「光輝なるツァーリ閣下に対する多くの忠実なる勤務」、スウェーデンとの戦争での功績、そしてとりわけ「我が〔ヴォルガ河〕下流の諸都市で企てられた叛乱を首尾よく屈伏させ、都市アストラハンとそれに附属する他の要塞を一瞬の騒擾で鎮静へと導き、すべての叛乱者を根絶した」功績に対して、ツァーリは、同じく御料地であるヤロスラウリ郡のユホトスカヤ郷と共に、世襲領として下賜した⁽⁴⁾。のち程指摘するように、これら二つの所領は、シユレメーチェフの旧来の所領規模を、文字通り倍増させたのであるが、彼はその晩年、とくに「お気に入り⁽⁵⁾の村の経営にあたった。したがって、一七一八年二月からちょうど一年間(シユレメーチェフは、一七一九年二月に死亡)の村の経営に関する諸文書が残されることになったのである。

一九〇一年に出版された史料集は、その編纂者によって、次の四項に大別された。(一)シユレメーチェフの領地管理人及び村長宛ての手紙、指示(六四通、但し五通はボリスの死後のもので名義は息子ピョートル)、(二)村からの嘆願書とそれに対するシユレメーチェフの指示(九

通)、(三)領地管理人の報告(二一通)、そして(四)一七一八年度の村の収支台帳、である。ヴォシチャジニコヴォ村のアルヒーフは、かつてシユレメーチェフ家の所領の歴史を、ほぼ二世紀にわたって概観したK・H・シチェベ⁽⁵⁾ートフの著作のなかで簡単に触れられたが、その詳しい検討は、なされていない。小稿では筆者の関心から、とくに貴重な内容を含むと判断される諸文書、とりわけ農民嘆願書をこの紹介の中心に据えることにしたい。

(1) 拙稿「人頭税の導入について」、『社会学研究』二二号、一九八二年。

(2) この時期の最もまとまった農村史料集は、没収所領の明細な記録 *Материалы по истории крестьянского и помещичьего хозяйства первой четверти XVIII в. М., 1951* 及び若干のいわゆる「領地管理令」(後出)であるがこれらは、いずれも人頭税の導入過程を直接明らかにするものではなく、ソヴェト史学も、現在までの所、「二、三の個別分析を持っているにすぎない。

(3) Архив села Вошакинова. Вып. 1. Буярги феод-дминистрация В. П. Шереметева. М., 1901 (далее—Архив.)

(4) Архив, с. IV—V. Заозерскийの論文によると、シユレメーチェフは保守的な志向を持つ貴族であったが、

ビョートルの改革に異をとねえたことはなかった。だが彼の意志とは独立に、その「文化的・社会的外見の特殊性」の故、彼は当時の「政治的反対派」の「希望」となり、ビョートルも、この点を警戒していた。その端的な例が、上述の所領下賜の理由となったアストラハン蜂起（一七〇五—一〇六年）の鎮圧をめぐる状況である。即ちビョートルは、正教会信仰と古い習慣の擁護をスローガンに掲げたこの蜂起の鎮圧にシエレメーチェフを派遣した時、彼に對する特別の信頼というよりも、「より複雑な考慮」に基づいて、この人選を行った。スウェーデンとの困難な戦争の渦中に生じたこの暴動を、できるだけ平和な手段で片付けることを望んでいたビョートルは、蜂起者の眼にも権威ある人物を送ることが必要であった。それは、例えばA・D・メーシニコフのような「新しい人間」であってはならず、この点においてシエレメーチェフより相応しい人物を見つけることは難しかった。だがビョートルは、この適切な人選が、逆の効果を招きかねないという危惧から、シエレメーチェフの行動を、信頼のおける親衛隊の軍曹に監視させたのである。A. И. Зазерский, Фельдмаршал Шереметев и Правительственная среда Петровского времени. 《Росси́я в период реформ Петра I》 сб. ст. М., 1973. с. 178, 180. Членованън蜂起に51744 Н. В. Голикова. Астраханское восстание 1705—1706 гг. М., 1975. 及び本書を紹介した拙稿「ビョートル改革期の社会と民衆」

『社会史研究』創刊号、一九八二年、参照。

(5) К. Н. Шенгов. Крепостное право в вотчинах Шереметевых (1706—1885 гг.) М., 1947. なお最近、同じくシエレメーチェフ所領の「ルジエフスタ郡のモロドイートッド村の共同体活動を分析したプロコフィエヴァの新著が出た。Л. С. Прокофьева. Крестьянская община в России во второй половине XVIII—первой половине XIXв. (на материалах вотчины Шереметевых) Л., 1981.

二

本節では、一八世紀初頭におけるシエレメーチェフ所領全体の構成、そしてヴォシチャジニコヴォ村の概略を摘記しておく。シチェベートフの前掲書によると、シエレメーチェフは、一七〇八年の段階で既に全国一九の郡に所領を有し、そこには合計六、二八二世帯、約四万人の農民(男女)が居住していた。⁽⁶⁾ それらのうち最大の所領がヤロスラウリ郡エホトスカヤ郷(二、六九六世帯)であり、ルジエフスタ郡のモロドイートット村(一、〇〇〇世帯)がこれに続き、ヴォシチャジニコヴォ村(六〇一世帯)は、四番目に位置した。ここで注目に値する

のは、これらの全てがツァーリの下賜によるものであり——モロドイリトッド村は一六八九年、但し一六七八一七九年の調査簿では一九〇世帯⁽⁷⁾——、したがってシエレメーチェフの致富にとつて、ツァーリの下賜は決定的な要因であつたと言ふことができる。更にシチェベートフは、これら一九所領の収入目録から、五所領をオブローク、一四所領をバルシチナが支配的な所領と性格づけたいで、全体として当時のシエレメーチェフ所領においては、依然バルシチナと生産物オブロークが圧倒的であり、貨幣オブロークもみられたにせよ、まだ充分に発展していなかつた、と概括している⁽⁸⁾。我々は、以上の概括を一応の前提として、次にヴォシチャジニコヴォ村について、その概略を示すことにしよう。

まず当時、ヴォシチャジニコヴォ村(以下B村、と略記)の管理にあつていたのは、イヴァン・コストローフであつた。シエレメーチェフの史料集の大部分は、この領地管理人に対する村の経営上の様々な指示から成つている。他方コストローフは、主人の指示に従ひ、また逐次報告する義務を負つた。だが一般に、村の経営が領主の意志に大きく依存していたとはいへ、領地管理人は

経営管理上のすべての、細かな事柄に至るまで、主人の指示を仰いだわけではなかつた。当時の大領主は、周知のように、領地管理人の任命のさい、ふつう数十項目からなる訓令・指令を与え、村はそれらに従つて運営されたのであるが、シエレメーチェフも例外ではなかつた。

シエレメーチェフ所領に関しては、一七六四年のそれ(九五項)が著名であるが、まだ御料地であつた一七〇三年、そして一七二二年の「領地管理令」(いづれもB村)、更に一七二七年のそれ(コホトスカヤ郷)が、現在に伝えられている⁽⁹⁾。したがつて一七二八年九月二九日、コストローフが死亡した時(«……волею Божию не стало»)、シエレメーチェフは、次の領地管理人が派遣されるまでの間、村長ヤコヴ・ヴォロノフとその補佐人クジマ・フォミンにその代理を委ね、六項目の指示を与えた⁽¹¹⁾。即ち(一)村の農民を「あらゆる出来事において、裁判と処罰をもつて治める」(«ведать……во всяких прилучившихся делех судом и исправною»)と(二)大公の全ての(定額及び臨時の)租税や徴兵を納め、「滞納を、ただちに清算する」(«……домик, какав поимеся, очистить немедленно»)と(三)我が主人

の諸貢租も「指定期間に、滞納なく完全に」送ること、さもなれば「あらゆる慈悲も容赦なく、嚴罰がなされるであろう」(《……уцнено вам будет жестокое наказание без всякого милосердия и пощадь》)と、(四)シールの貨幣の出入りは、全体の相談のうえ処理し、その後、報告と記録を行うこと、(六)我が命令や全ての事柄を、今後の問責に備えて保管すること、以上である。ここには村の経営管理に関する一般原則が簡潔に示されているのである。

ところでシチェベートフの前掲書によると、B村はバールシチナの支配的な所領であり、村は四、五五一チェトヴェルチ(一チェトヴェルチ二分の一、デシヤチナ)の耕地、九、〇九五束の採草地からなっていた。⁽¹²⁾更に四つの製粉所及びその規模は不明であるが、大きな直営牧場が設けられ、主に馬が飼育されていた。村の農民からは貨幣も徴集されたが、シレメーチェフの指示、そして領地管理人の報告の多くは「生産物オブロークや馬の送付に関するものである。そうした個々の細かな指示や報告は、当時の農業や畜産の在り方を示唆して興味深い。だが以下では、B村と国家との具体的関連的をしぼっ

て紹介することにしよう。前稿でも指摘したように、「国家の搾取」が領主のそれをはるかに上回ったビョートル改革期は、農民にとって受難の時代であった。B村の諸文書は、この点を裏付ける若干の貴重な証言を持っているのである。

ビョートル改革は、とりわけその初期には、全国の村々からの労働力の徴用によって重商主義的諸政策——都市・要塞の建設、運河の開削、工場・マニファクチャの設立と稼働——を強行したが、B村の諸文書には、こうした労働力の直接の徴用の事実は、既に認められない。だが、一七一九年一月二九日付のシレメーチェフの指示によると、この二七日、B村の農民が所領管理事務所に現われ、自分は「大公の勅命により、B村からサンクト・ペテルブルグへ労働者として送られた」(《……высланы……по указу великого государя из Волжанкина в Санкт Петербург в работники》)が、その後病にふし、乞食をしている(《……кормится Христовым именем》)と述べて、B村のチャグロへ帰してくれるようお願いが出たことが知られる。⁽¹³⁾他方、直接の徴用に代わる貨幣の徴集は、たびたび生じた。例えば同年一月一四日付の

指示によると、「モスクワの通りに石橋を建てる」(《…… в Москве по улицам строить мосты из дикого камня》)旨の大公の勅令があったので、その石を運び、橋を建てる請負人への手当として、「現存の世帯数から」(《с наличного дворового числа》)各三アルティンを徴集することが命ぜられた¹⁴⁾。他方、形成された常備軍のための兵士の徴用も、一七一四年からは七五世帯に一人と緩和されたにせよ、村に大きな犠牲を強いるものであった。一、七二七世帯のユホトスカヤ郷らは、一七一八年には二七人の農民¹⁵⁾兵士が送られたが、村は更に、彼らの軍服の代金、食糧の類まで負担したことが、領地管理人の報告からわかる。B村については、一七一八年六月二七日付のシェレメーチェフの指示から、過去一七一六年にB村から「選抜により」(《по набору》)六人の農民が兵士として派遣されたが、これら「交替用の六人の兵士は、すべて逃亡した」(《……переменив рек-руты 6 человек все бежали》)ことがわかる¹⁶⁾。生涯勤務の、したがって村からの永久の切り離しを意味した兵役が、いかに忌避されていたかを、この指示は物語っている。

以上のようなピョートル改革期の「国家の搾取」の基礎となったのは、臨時税の徴集であれ、労働力や兵士の徴用であれ、一六七八―七九九年の調査簿であり、そこに計上された世帯数であった。だが前稿で指摘したように、その後の三〇年間に世帯数は、全国到る所で激減してお¹⁷⁾り、したがって調査簿と現実の間には著しいギャップが存在した。そしてこの問題は、B村においても顕著であり、深刻な様相を呈していたのである。即ち一七一八年一月二日、領地管理人コストロフの死後B村の経営にあたっていた村長Я・ヴォロノフは、シェレメーチェフに対して、次の件に関する指示を求めた。現在の一七一八年、大公の勅令により、聖ペテルブルクへ請負人の食糧のために、一世帯から一ルーブリを三分の一ずつ、指定された期間に徴集するよう命じられている。我々は、この勅令に依じて、コストフの地方当局へ「現存の三四八世帯から」(《с наличных с 348 дворов》)、宗全に納めた。だがランドラート(郡長)は、大公の勅令に従い「一八六年の調査簿により、空の二五二世帯からも」(《… по переписным книгам 186 году с пустых с 252 дворов》)同じ額を納めるよう命じた。「一八六年の調査

簿」とは、既述の一六七八―七九年のそれであり、こうした国家の要求に対して、村長はシェレメーチェフの指示を求めたのである。⁽¹⁸⁾更に一七一九年一月四日のシェレメーチェフの指示のなかにも、次のような箇所がみられる。過去一七一一、一七一八、そしてこの一七一九年と、食糧を三四八世帯から納めてきた。けだし「一八六〇年の調査簿に反して、二七六世帯が空のままである」(《……против переписки 186 г. положено пусто 276 дворов》)からである。だが現在、過去の「一七一一、一七一八年そして一七一九年の食糧を」一八六六年の調査簿に依りて、六二四世帯から「納めるよう要求されており、したがって空の二七六世帯からも、上述の年度の未納分を納めるよう要求されている」と。⁽¹⁹⁾また同年二月二日付のシェレメーチェフの指示でも、滞納分を「七一六年のランドラート調査によってではなく「過去一八六六年の調査簿から、完全な数で」(《……с переписных прощиларо 186 году в полное число, а не по ландратской переписке 716 году》)納めることを要求している。⁽²⁰⁾

以上の諸文書には、数学の上での若干の混乱が認められるが、その意味する所は明瞭である。即ち当時(一七

一八―一九年)、B村の現存世帯数は三四八であったにも拘らず、⁽²¹⁾国家は諸々の租税を一六七八―七九年の調査簿に基づき――一七〇九―一〇年の調査、一七一六年からのいわゆるランドラート調査ではなく――、空の二五二ないし二七六世帯からも要求したことである。⁽²²⁾逆に言うならば、B村は御料地であった一六七八―七九年の調査以後の四〇年間に、じつに四二―四五%に達する世帯が空になったことになる。単にB村だけでなく、全国的な規模でのこうした現象については、前稿でも指摘したように、幾つかの原因が挙げられる。即ちビョートル政府による労働者、兵士の徴用、逃亡、あるいは課税を免れるための人工的な世帯統合、などである。⁽²³⁾だがB村の諸文書に即して、この点を具体的に説明することは、残念ながらできない。⁽²⁴⁾ここでは、B村もまた、ビョートル改革期の農村の一般的動向を体現していたことを確認することで満足しなければならない。

(19) K. H. Шенеров, Указ. соч. с. 286.

(20) Там же, с. 16―19, 286.

(21) Там же, с. 28.

(22) この点については、とりあえず拙稿「領地管理令」

々な形で訴え、その軽減と除去を要求したが、自己の領主(時にはツァーリ)への嘆願書の提出は、彼らの最も基本的な斗争形態であつた。⁽²⁵⁾したがって多様な不満と要求を含む、これら農民嘆願書は、当該時期の農村社会の特質を探るうえで、好個の素材として位置づけることができる。だがそのためには、ある程度の数量と時期的継続性が不可欠な前提となる。⁽²⁶⁾B村の農民嘆願書は、僅か九通しか残されておらず、しかも一七一八—一九年の一年間に限られている。したがって、以下では、こうした史料上の制約に充分留意しつつ、個々の農民嘆願書の内容を出来るだけ詳しく紹介することにした。

(一)一七八年五月三日、B村の三二名の農民は、シェレメーチェフに次のように嘆願した(《……был целом и плачущи》⁽²⁷⁾)。この度の火事のため「我々農民の家屋そしてすべての家財」、「購入穀物を入れて置いた倉庫」のすべてを、跡かたなく焼失してしまつた。我々は「飲むことも、食べることもできず」、我々に賦課されている「貨幣と穀物による大公のあらゆる租税、そして主人のオブロークを納め、埋め合わせることも、我々にはできない」。また我々の土地には「なんらの穀物も生育し

ておらず」、すべてのものは「自己の労働や手仕事によつて、「自分と家族を」扶養している」(《……кормится все работою и промыслишками своими》)。こうして火事のため零落した農民たちは、「慈悲深き主人、ボリス・ペトローヴィッチ」に対して、「自己の下僕たちの今後幾年もの健康」そして「全き零落〔を救う〕ために」、「我々が飢えのため死ぬことのないよう」食糧を与えること、また「我々がチャグロから納めることになつているオブローク、我々から取る賦役」の免除を与えること(ただし、「自分たちの家屋を建てるため、我々には賦役を行うことができない」、そして最後に、「郷の農民の手元の売却用の余分な新しい木材(《……пишние на продажу новые стубы》)」について、彼らに所領の外の農民に売らないよう命じて欲しい)こと、以上の三つを訴え、要求したのである。

シェレメーチェフは、この罹災のゆえ零落した(《……Для пожарнаго их разорения》)多数の農民による嘆願書に対して、次のような処理を指示した。まず主人のオブローク、あらゆる貢租、そして賦役は、一七一九年五月一日までの一年間だけ免除する、但し君主の租税

は除く(《……кроме государственных податей》)こと、また木材の件についても、罹災したものの以外に、外部の誰にも、決して売却してはならないこと、更に主人の穀倉から、食糧用の穀物が、彼らに無償で与えること、である。⁽²⁸⁾したがって農民の要求は、大体において満たされたといえるだろう。以上のような火事によって焼け出された農民による嘆願書は、この他にも二通ある。同年三月二四日の火事で罹災した三人の農民は、主人のオブロークの免除を嘆願し、一年間だけ認められた。更に一〇月八日にも、二人の農民が焼け出された結果、他人の家々を巡って乞食しており(《……скигаемся промем двор в чужих углах》)、「晩秋のゆえ、家屋を建てることもできず、したがってこの年及び過去七一年の三分の一期分の貨幣オブローク、そして賦役の免除を嘆願した。これに対してシェレメーチェフは、もしそれに相違ないならば、「私の諸貢租」については、一年間の免除を認めるが、君主の租税は、「彼らに代って、ミールが納める」(《……за них заплатить миром》)よう指示したのである。⁽²⁹⁾

村の火事が、農民のギリギリの生活をも脅かす災害で

あり、その後もしばしば発生したこと、これに対して領主も、よりキメ細かな対応を迫られたことは、一七六四年のシェレメーチェフの「領地管理令」の第六五項(「罹災した農民への免租の付与について」)からも明らかである。そこでは「神の意志によって」(《……от воли божией》)、「即ち不可抗力の火災による損害については、もし全ての財産を焼失した全焼の場合には、「人頭税を除いて」、領主への諸貢租を半年間だけ免除するが、半焼の場合には、その状態をみて決定する。だが「自分の不注意によって」(《……от своего небрежения》)被害を蒙ったものには、免租を与えず、しかも、今後他のものが用心を怠らないうために(《……для страха други чтоб того вперед остерегались》) 処罰する」と規定した。更に九〇項では、防火用の諸道具を備えるよう要求したのである。⁽³⁰⁾

(二)同じく一七一八年五月四日、B村を構成するニコリスコエ附属村の村長と農民たちによって、次のような嘆願書が提出された。⁽³¹⁾我々は、現在一七〇八年の台帳に依りて(《……по окладной книге》)、「毎年四六九ルーブリ一五アルティン三ジエニが二分の一の貨幣オブローク

を賦課されており、毎年完全に納めるよう命ぜられて
いる。だが本年「あらゆる穀物の不作のために、即ち我々
の所では、他の年のようには何も生育しなかったために、
残りなく、究極まで貧窮化して、飲むことも、食べるこ
ともできない」。現在或るものは「飢えのため死亡し、郷
の半分以上が、妻と子供とともに放浪している」(《……
ХОДИМ С ЖЕНАМИ И С РЕБЯТИШКАМИ В МИР》)。君主の租
税や主人のオブロークを納めるために売るのは何もな
く、穀物を買うための一コペイカもない。更に家畜も、
すべて死んだ。「家畜がいなくては、畑に肥料をもたら
すことはできず、肥料なしでは、あらゆる穀物は生育し
ない」。「我々が耕している地条の間には」(《……МЕЖДУ
НАШИМИ ЖИЛЫМИ ПОЛОСАМИ》)、「空になった世帯の地条
があり、」この空の地条のために」(《……ОГ ТЕХ ПУСТЫХ
ПОЛОС》)、「我々の穀物は、大きな被害を蒙っている。ま
た多くの空の世帯があるため、割当て量だけ干草を刈る
ことは不可能である。更にあなたの指示によって、嫁入
りのため「外の所領へ与えられる娘たち」に対して五ル
ーブリの許可料(ВЫВОД)を納めることが命ぜられてい
るが、我々は貧しさの故、これを支払うことはできず、

外の所領の農民も、これを与えない。したがって、「こ
の多額の許可料のために「我々の娘たちは」少なからず
増加しており、他方所領の内ではもらい手がいない」
(《……ЗА ТЕМ БОЛЬШИМ ВЫВОДОМ УМНОЖИЛОСЬ НЕ
МАЛОЕ ЧИСЛО, А МЕЖДУ СОБОЮ В ВОТЧИНЕ НЕ ИЗВЕРСТ-
АЛГА》)。このようにしてニコリスコエ附属村の農民たち
は、「慈悲探き主人、ボリス・ペトロヴィッチ」に対
して、貨幣オブロークの免除、干草刈りの軽減、そして
我々が「空きの地条のために、永久に零落することのな
いために」、それを一カ所に整理すること(《……ОПРЕ-
ДЕЛИТЬ В ОДНОМ МЕСТЕ КРЯДУ В ДЕСЯТИНЫ, А НЕ ПО-
ЛОСАМ》)、「最後に「外の所領にに応じて」(《……ПРОТИВ
ПОСТОРОННИХ ВОТЧИН》)、「結婚許可料を減らすこと」を
要求したのである。

穀物の不作を主な理由とするこの嘆願書に対するシェ
レメーチェフの回答は、厳しかった。即ち、彼はいささ
かの免租にも応じなかったばかりか、今後こうした嘆願
をしないよう指示したのである。だが結婚のため自己の
所領を去る娘たちからの「許可料」については、「外の所
領に応じて」取ること、即ち減額を認めた。他方「我が

土地にある空の地条」(«……пустыня жероби есть ме-
жду Ваших земель»)の処理についても、領地管理人
へその検討を指示したのである。³²⁾

以上の農民嘆願書のなかでまず注目に値するのは、空
の地条の存在が、村の農業経営において一つの障害とな
っていた事実を示している点である。前節で指摘したよ
うに、B村の世帯数は、この四〇年間に大幅に減少した。
これがそのまま、耕地Ⅱ地条の放棄そして荒廃となって現
われた否かは、より慎重な検討が必要である。しかしな
がら、村においても、当時少なからずの放棄された地条
が存在していたことは、他の指摘からも明らかであり、
村の三圃制的な農業組織にとって、きわめて厄介な問題
であったと想像される。

次に興味深い点は、結婚によって村を去る娘たちから
の「許可料」の問題である。当時、この「許可料」につ
いて何か公的な規制があったか否かは、判然としない。
だがそこには、自ら「相場」が存在したことは確かであ
ろう。B村の農民たちは、五ルーブリというのは、こ
の「相場」に較べて高額であり、したがって娘の結婚を
困難にしている、と不平を訴えたのである。当時の「結

婚許可料」及びその存否について、幾つかの事例が知ら
れている。そしてその多くは、五ルーブリを上回ってい
ないのである。³⁴⁾ 約半世紀後のシエレメーチェフの「領地
管理令」では、この点について次のように明確に定めら
れた。即ち、第七九項では、農民を三つのカテゴリーに
区分して、第一の富裕な階層からは三〇ルーブリ、中間
層からは二〇ルーブリ、「少いチャグロ」の階層からは
一〇ルーブリと規定した上で、更に彼らが所持する「商
業施設」(«Торговля»)やその収益を勘案して、上述の額に
上乘せするよう指示した。もちろん「私の所領の農民に
嫁ぐ娘や未亡人からは、許可料はなにも徴集しない」。
かつてB・H・セメフスキーが的確に指摘したように、
「許可料」を取る権利は、領主に一定の貨幣収入を約束
したことから、むしろ他の所領の農民へ娘を嫁がせる
希望を抑えた点により重要な意味があった。³⁶⁾ けだし、自
己の所領の重い諸負担を嫌う農民たちが、娘を多少とも
負担の軽い近隣の所領へやろうとするのは自然の志向で
あり、したがって所領経営の強化をめざす、あるいは現
にその方針を採っていた領主にとってこの権利は、不可
欠なものであったのである。

(三) 一七七八年六月はじめには、B村の農民六人の代表は、「村書記(земский дьячок, подьячий)の職にあつたボリス・ボリソフの排斥に関する嘆願書を提出した。⁽³⁷⁾」即ち、「元師の並びに我がミールの事柄に」あたつてゐるB・ボリソフは、「あなたの捨子である我々に多くの税を以て不当な損害をなしている」。したがつて「彼が村の事柄にあたることはできず」(《……и быть у тех земских дел нево зможно》)もし彼の子孫も「その職にあるなら、我々には、彼らによつて」大きな零落と多くの侮辱(великое разорение и обидя многая)がもたらされるであろう。したがつて嘆願書は、「彼ボリスを村の事柄から退かせ、こんごそれに就くことのない」(《его Бориса от земских дел отставить и вперед ему не быть》)ことを要求した。彼は、「我々ミールの人々には役に立たず、しかも彼の誤魔化しは多い」(《……он нам мирским людям не годен и плутовства его являлось много》)と。

この嘆願書のなかで非難を浴びている村書記とは、いったい何物なのか。同じ時期の修道院所領のミールの諸問題を扱つたД・И・ラースキンの指摘によると、村書

記は「ミールに所属し、社会的にも農民に近い人物」であり、ミールのほとんど全ての書類(嘆願書を含む)は、彼によつて書かれたし、所領に入つてきた諸々の指示、勅令を村長に知らせ、そして集会で読み上げるのも彼の仕事であつた。したがつて、村では不可欠の読み書きの堪能な人物であり、修道院所領においても、この役職は「義務的であり、かつ普遍的であつた」。「農民に近い」とはいえ、このような役職の故に、不正の余地は、致る所に存在したことは、ラースキンの性格付けそのものから容易に推測できる。シェレメーチェフは、こうした農民の排斥要求に対して、まず彼を審問し、また彼の財産、家畜、貨幣の調査を指示したのである。

審問そして調査の結果、「過去一〇年(以上?)」、即ちB村がまだ大公の御料地であつた時から、村書記にあつたボリソフの「不正」⁽³⁹⁾としてかなりの規模の財産、貨幣が明らかにされた。だが、例えばその貨幣六〇ルーブリ三二アルティン——農民側は七〇ルーブリ余り、と指摘したが——について、ボリソフは、これらが「自己のミールのあらわれる嘆願書及び管理事務のゆえに」、等々で農民が持つてきたものであるとして、その賄賂性を

否定した。審問におけるポリソフの否認にも拘らず、六月三日、シュレメーチェフは、彼を役職から退かせるとともに、管理事務所で三〇回の答刑にすること、また貨幣を没収し、それをミールの人々のために、君主の租税の支払いにあてること、そして以上のことを全ての人々に、集会で報告することを指示した。答刑が行なわれたのは、六月七日であった。⁽⁴⁰⁾

以上のように、その全体が残されている嘆願書以外にも、B村のアルヒーフには、若干の嘆願書の提出があったことを知らせる文書に出会う。例えば一七一八年七月二五日付のシュレメーチェフから領地管理人宛への指示から、幼い頃、祖父によって聖ペテルブルグに連れて行かれたある農民が、妻を亡くし、一人になって、「旧来のチャグロへ」帰して欲しい、という嘆願をしたことがわかる。これに対してシュレメーチェフは、彼が祖父と一緒に住んでいた同じ村の「古いチャグロ」に住み、該当するあらゆる諸貢租を、彼の兄弟「仲間のこと……筆者」と同様、取る」ことを、領地管理人に指示したのである。⁽⁴¹⁾ また一七一九年二月七日、B村のИ・ヴォリソフという農民は、聖ペテルブルグへ運搬する食糧の責任者

(Целовальники) に選ばれたことについて、シュレメーチェフに次のように嘆願した。彼は「一人〔男〕であり、子供は誰もいない」。彼には大きなチャグロが課されているが「君主のあらゆる租税と私〔シュレメーチェフ〕のオブロークを、毎年、滞納せずに、支払っている」。だから、この役割を誰かに代って欲しい、というのが嘆願書の内容であった。これに対してシュレメーチェフは、実際に彼が一人であるならば、「チャグロを荒廃させないために」も、他の家族の農民を選ぶべきであると指示し、その際「言い掛かりによってではなく、ミール全体の忠告のうえ真のプラウダで」(«……в сущую правду с Мирского Общара Совету, а не напакками») 選出するよう求めた。⁽⁴²⁾ 即ちミールの意志を尊重してはいるものの、明らかに経済的配慮を優先する指示を行ったのである。

このようにしてB村の農民は、自己の領主シュレメーチェフの「慈悲探き配慮」を期待して、罹災や不作を理由に免租を申し込み、高額な結婚許可料の引き下げを要求し、あるいは村書記の不正を訴えた。更に一たん選出された役職や兵役の交替⁽⁴³⁾についても、嘆願したのである。

だがこうした農民嘆願書——それは、既述のように一年間だけでも、かなりの数にのぼった——について、改めて注意すべきことは、この時期、自己の領主への直接的訴え——訴えそのものではない——は、一般に禁止される方向にあったことであり、この点においてシェレメーチェフ所領も例外ではなかった。即ち、シェレメーチェフは、自己の農民が一人として「指示もなしに、モスクワから及びモスクワへ出入りしてはいけない」と厳しく注意していた。⁽⁴⁵⁾ また一七六四年の「領地管理令」の第四一項では、農民の嘆願書については、在地で、できるだけ早く、引き延すことなく解決し、その件についてモスクワへ嘆願人を派遣することのないよう、と指示した。⁽⁴⁶⁾ だがこうした禁令が存在し続けたこと自体、嘆願書の提出という行為の根強さを物語っているものであり、そして領主も、正当な要求を掲げた農民嘆願書を、たんに黙殺することはできなかったのである。⁽⁴⁷⁾

- (25) А. А. Пущкаренко. Крестьянские челобитные как источник для изучения классовой борьбы российских кого крестьянства в феодальную эпоху. «Советская историография аграрной истории СССР (до 1917 г.)»

Книшев, 1978.

(26) この時期については、ラースキンの小論文が、例えばアレクサンデル・ルネフスキー修道院所領では、一七二二—二二一年に、二七〇通をこえる嘆願書が提出されたことを指摘している。Д. И. Раскин. Крестьянские челобитные в крупной монастырской вотчине в первой четверти XVIII в. «Проблемы истории феодальной России» сб. стр. 11, 1971. с. 187.

(27) Архив, с. 93—95.

(28) Архив, с. 95.

(29) Архив, с. 92—93, 112—113.

(30) К. Н. Шенегов. Указ. соч. с. 279, 284. 以上のよう

に「君主の租税」「人頭税」については、いずれも免除されついでなす。

(31) Архив, с. 96—99.

(32) Архив, с. 99.

(33) 例えば、既述のランドラート調査のさう「空の耕地」、放棄された地条の後に「若木の林が生い繁っている耕地」の評価をめぐって、双方の応酬があった。Архив, с. 124—125, 126, 128, 133—136.

(34) 同じ時期のチャルカスキー所領では、所領外へ嫁がせるとは禁止されていた。拙稿『「領地管理令」研究への一視角』九〇頁。なお脱稿後に入手した川・H・セミン・ノヴァの近著には、この点について、興味深い事例が

著せられたるを参照せられた。Д. Н. Семенова. Очерки истории быта и культурной жизни России. Первая половина XVIII в. Л., 1982. с. 26—31.

(35) К. Н. Шелегов. Указ. соч. с. 281—282. 年々一十七年の「領地管理令」では「結婚からкупные деньгиを徴集するに會つたるが、農民の多くは「それを納めずに結婚し」て職業者「彼かに結婚せよ」といふ事実を指摘し、これを違反に對しては三倍のкупные деньгиを徴集を指示した(Там же, с. 267)。

(36) В. И. Семевский. Крестьяне в царствование императрицы Екатерины II. т. 1. СПб., 1881. с. 283—284. «ヤメノスキーは「のちの隷奴制制限論者たちが「許可料のこの側面に着目して」「結婚の自由」を提唱したこと」を指摘してゐる。

(37) Архив, с. 101—103.

(38) Д. И. Раскин. Указ. соч. с. 182. 彼は「一七六四年の「領地管理令」では「村長、貢租徴集人と共に「ミーアの集会で「善良な人間」を選び、彼らを領地管理人と選抜農民は監視するやう指示された。К. Н. Шелегов. Указ. соч. с. 271—272.

(39) Архив, с. 103—107.

(40) Архив, с. 108.

(41) Архив, с. 12. この時期の労働力の不足は「例えば「次のような有利な条件を示すことになった。一七二四年の

ヤカントンスキーの「領地管理令」によると「逃亡(あるは「勞役)から帰った農民には「二頭の雌羊、一頭の豚、五羽の雌鳥、そして「その家族により「完全チャタロにあらう」者には二頭の馬(半チャタロには一頭)が与えらる」一年間の免租をうけたのである。А. Волынский. Инструкция дворянскому Ивану Немчинову о управлении дому и деревней и регуля об дошадях. «Памятники древней письменности», т. XV. СПб., 1881. с. 27.

(34) Архив, с. 76—77.

(34) Архив, с. 4—5.

(44) 例えは「ブトクサントル・ネフスキー修道院では「一七一七年「些細な事柄で」嘆願することを禁じ、その違反に對しては処罰を指示したが「一定程度の効果がみられた」といふ。また一七二五年のスタロガーンフの「領地管理令」では「農民が嘆願書をあげて「キヌツクに来るものならば「しつかり監視せよ」といふ項目(第二二)がみられる。Д. И. Раскин. Указ. соч. с. 193—194. Н. В. Устигов. Инструкция вотчинному приказчику первой четверти XVIIIв. «Исторический архив» т. IV. 1949. с. 165.

(42) Архив, с. 63.

(46) К. Н. Шелегов. Указ. соч. с. 276.

(47) 嘆願書の一般の性格を考える場合「北ロシマの国有地

村落におけるその広汎な普及、根強い伝統を分析したボロ
スロフスキーの著作が、是非参看されるべきである。この
問題については、改めて論ずることにした。M. M. Bo-

ГОЛОВКИН. Земское самоуправление в Русском Се-
вере. Т. II. М., 1912. Гл. IV, V.

(一橋大学助教授)